



厚生労働省北海道労働局発表
平成 29 年 11 月 28 日

担
当

厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課
課 長
統括特別司法監督官
電話 011-709-2311 (内線 3542)

報道関係者各位

全道約 270 の建設工事現場に対し集中的な監督指導を実施 ～ 約 5 割の現場で労働安全衛生法違反を是正指導 ～

建設業の労働災害は、例年、工事追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、死亡者、死傷者ともに年間の約 3 割がこの時期に発生しています。このため、北海道労働局（局長 ひきち むつお 引地 睦夫）は、道内17の労働基準監督署（支署）において、10月17日から31日までの間、約270の建設工事現場への集中的な監督指導（ 1 ）を実施しました。

監督指導結果のポイント（詳細は別紙）

1	監督指導現場数	268現場
2	労働安全衛生法違反が認められ、その是正を指導した現場数 (違反率 48.5%)	130現場
3	手すりが設けられていない足場などの墜落の危険性が高い設備 について使用停止等（ 2 ）を命じた現場数	14現場
4	主な法違反の内容	
	(1) 高所作業における手すり、囲い等の墜落防止措置に関する違反	37現場
	(2) 建設機械等の使用に関する違反	
	作業計画の作成・周知	28現場
	運転席から離れる場合の措置	9現場
	(3) 元請に対する違反	
	下請に対する指導	84現場
	下請に足場や高所で作業させる場合の墜落防止措置等	34現場

(1)労働基準監督官による現場への立入調査及び是正・改善指導のこと

(2)危険性の高い機械・設備などについて、労働基準監督官がその場で使用停止などを命ずる行政処分のこと

1 監督指導現場数

道内17の労働基準監督署（支署）が、平成29年10月17日から31日までの間に監督指導を実施した268現場のうち、労働安全衛生法違反が認められ、その是正を指導した現場数は130現場（48.5%）でした。手すりが設けられていない足場などの墜落の危険性が高い設備について使用停止等を命じた現場数は14現場（5.2%）でした。

監督指導現場数、違反現場数等の推移は図1、建設工事の種類別監督指導状況は表1のとおりです。

図1 監督指導現場数、違反現場数等

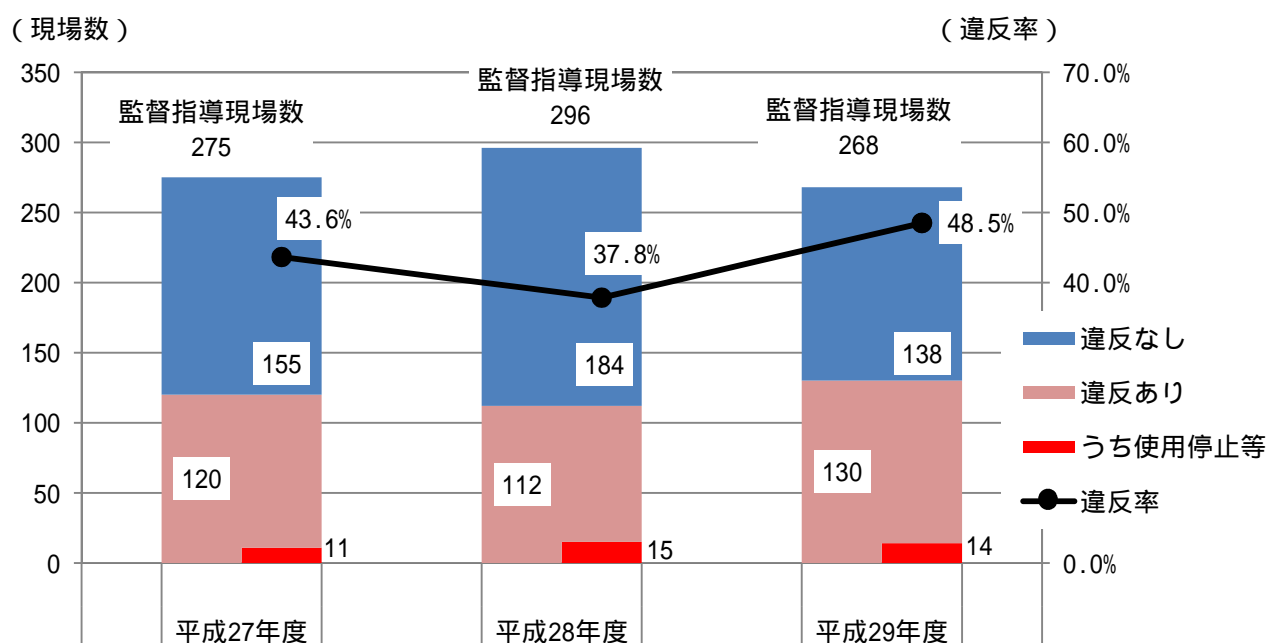
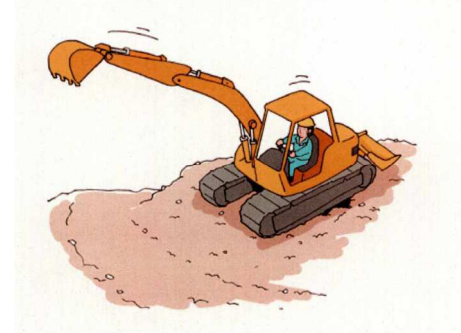


表1 建設工事の種類別監督指導状況

	監督指導現場数	違反現場数	
		違反現場数	使用停止等現場数
土木工事業	111	44 (39.6%)	1 (0.9%)
建築工事業	146	82 (56.2%)	13 (8.9%)
その他の建設業 (電気工事業等)	11	4 (36.4%)	0 (0.0%)
合計	268 (100.0%)	130 (48.5%)	14 (5.2%)

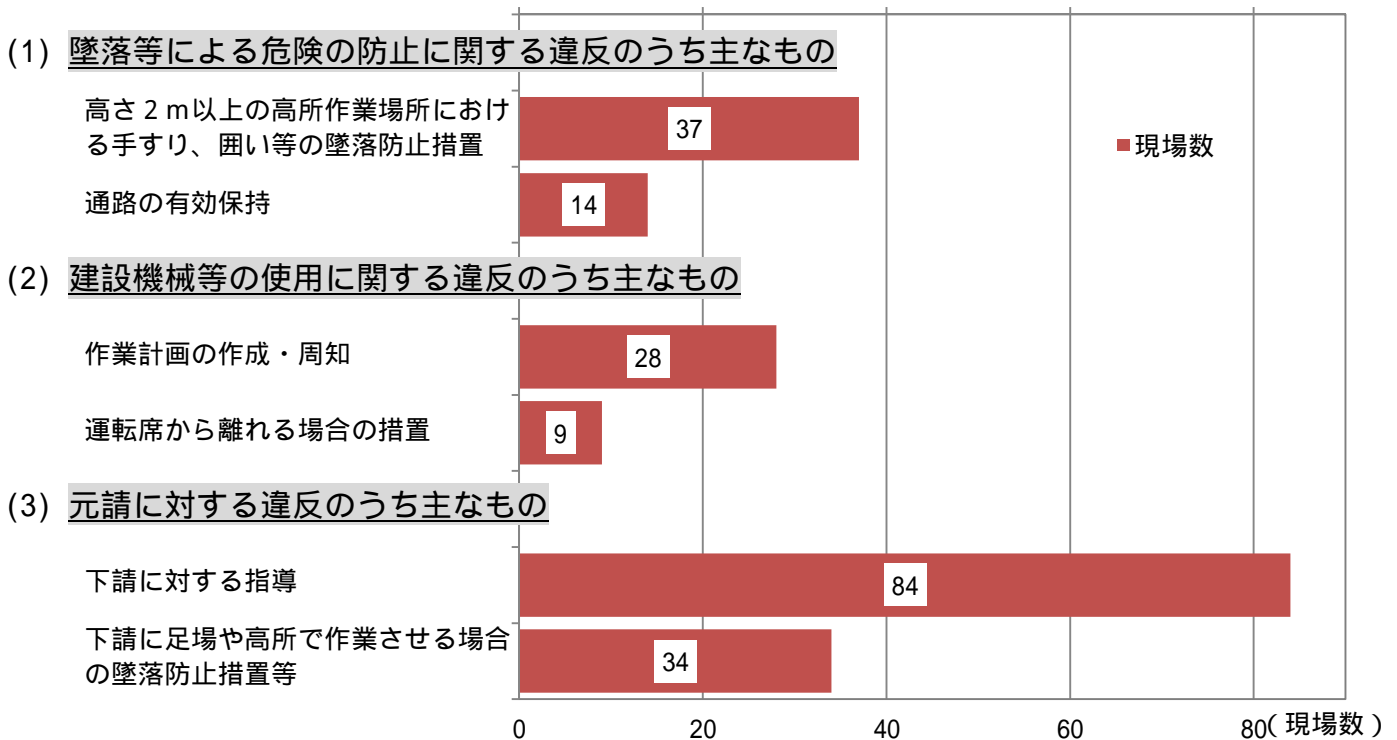
2 主な法違反の内容

主な法違反の内容は図2のとおりです。元請事業者が下請事業者に対し、法違反を発生させないために行う必要な指導に関するものが最も多く84現場でした。高さ2 m以上の高所作業場所（足場、作業床）における手すり、囲い等の墜落防止措置に関するものが37現場、ドラグ・ショベルなどの建設機械や移動式クレーンなどを使用する場合の作業計画の作成や周知に関するものが28現場などでした。



ドラグ・ショベル

図2 主な法違反の内容



3 今後の取組

建設業においては、墜落・転落や建設機械へのはさまれなど、死亡に至ったり、障害が残ったりする重篤な災害が多く発生しています。

北海道労働局では、引き続き「建設工事追い込み期労働災害防止運動」（平成29年10月1日～12月31日）の推進を図り、本格的な降雪時期を迎え、冬季特有の労働災害防止対策（交通労働災害、除雪作業時の墜落・転落災害、重機災害、一酸化炭素中毒等）の徹底に努めてまいります。